2. 淡海子ども・若者プランの主要事業実績・成果(平成27年度)

1 子どもの人権を尊重し、社会全体で「子育て」「子育ち」を支える意識の醸成

①子どもの人権が尊重される社会づくり

基本目標

滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢を づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目 くりを進めます。 指します。

施策の方向性

|県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切 |もって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境 ||であるという意識を育み、相互に連携して、各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づ

②子ども・若者の育成支援についての理解の促進

基本目標

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若 **|者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理** 解を深める取組を進めます。

施策の方向性

|子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支える地域 |づくりが大切であるという意識を育くむとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切に する地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よ りよい家庭環境をつくる意識を育みます。

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
自尊感情・学びの礎育成プロ ジェクト事業	県内の15市町、30中学校区を推進学区として指定し、学校・園・所・関係機関・家庭および地域社会がつながり、子どもの生活と学ぶ意欲を支える基本となる自尊感情を高める取組を推進した。年度末の全体交流研究会では、それぞれの学区の取組の成果を県内全域に発信することができた。	自尊感情の育成は学校だけが担えるものではなく、家庭や地域の役割が大きく関わってくることから、家庭や地域にも本事業の成果を発信する等、家庭や地域との協働実践につなげていけるよう工夫を図る必要がある。	
「子ども県議会」開催事業	「子ども県議会」を開催し、子どもたちの社会参画の意識を高め、自ら考え 行動する力を育むことを支援した。 子ども議員50人	子どもが意見を表明できる機会を提供し、子どもの意見や思いを社会に生かしていくため、継続して「子ども県議会」を開催していく。	
	滋賀県人権保育研究協議会が行う研修事業等に助成し、保育内容の充実および入所児童の福祉の増進を図った。研究集会(11/15)参加者 243人	入所児童の処遇の向上を図るため、継続して、保育従事者の 資質の向上を図る必要がある。	子ども・青少年局
淡海子育で応援団事業	子育てを応援するサービスの実施等を広く事業所・店舗に働きかけ、「子育 て応援団」として登録し、その取り組み内容を紹介し、「社会で子育てを支 える環境づくり」の推進を図った。 子育て応援団登録店舗 1,503店舗 利用会員数 24,364人		子ども・青 少年局
企業内家庭教育促進事業 家庭教育協力企業協定推進事 業	・滋賀県家庭教育協力企業協定制度に基づき、企業・事業所と協定を締結し、企業・事業所内における家庭の教育力の向上を図る取組や子どもの体験活動の受け入れ、出前講座等の連携した取組を推進した。 ・平成27年度末時点で1,366事業所と協定を締結し、目標値を達成することができた。	・今後とも協定締結企業数の更なる拡大を図るとともに、各企業・事業所の特色ある取組を発掘し、県域での啓発を図っていく。	生涯学習課
家庭教育活性化推進事業 (PTA子育て学習講習会)	・「家庭教育学習資料」を活用したPTA子育て学習講習会を開催し、各PTAにおける親同士の「語り合いを通した親育ち」活動を推進した。・平成27年度は、県内5会場で開催し、合計282名の参加があった。	・参加者の評価は高いが、本講習会の内容がどれだけ活かされているのか取組の現状を調査し、把握した上で、今後も「語り合いを通した親育ち」活動の推進を図っていく。	生涯学習課

(1)子育てを切れ目なく支える

①安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり

基本目標

施策の方向性

へと切れ目ない子育て支援に取り組みます。

出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安全・安心出産や子育てに対する不安を解消するとともに、子どもが安全・安心に成長することができるよう、周産期医療 な環境で生まれ育っていけるよう、結婚から妊娠、出産、子育て|体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。

②子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

基本目標

るよう就学前教育・保育の充実を図ります。

施策の方向性

就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であ│潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらのサービスの り、適切な教育・保育が提供され、子どもの健全な成長が促され|提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や家庭的保育等(家庭的保育、小規 |模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育)の設置を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園 |における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、そ れらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。

③すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

基本目標

す。

施策の方向性

|すべての子育て家庭の多様なニーズに対応し、子育ての不安や負||子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭の |担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の充実を図りま|ニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・ サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援 の充実を図ります。

4 仕事と家庭の両立支援

基本目標

|合っていけるよう、仕事と家庭の両立に向けた支援をします。

施策の方向性

男女が共に子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち|長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを |進めるため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組を促進します。 また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進め、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。

⑤子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり

基本目標

ともに、子どもたちが自らの身を守る力を育てます。

また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりに取ります。 組みます。

施策の方向性

|子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めると||子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境 全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進し

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
	子育てに関する情報を網羅した子育てポータルサイト「はぐナビしが」を 開設し、子育てに支援に関する情報をきめ細かく発信し、子育ての不安を		子ども・青 小年局
		者増を図っていく必要がある。	
	た。		

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
子育て三方よしコミュニティ 推進事業	を支援することにより、子育て三方よしコミュニティづくりを推進した。	「こども未来基金」により地域の子育て活動の支援することにより、地域の活動が広がってきたが、基金残高が減少しており、事業のあり方等を検討していく必要がある。	少年局
ター事業	子育て・女性健康支援センターにて、妊娠・出産・子育ての不安に対する相談、学校等での健康教育を行った。 相談件数:1,521件、健康教育:30回	育児不安など相談内容が複雑化しており、個別性に対応するために一回当たりの相談に以前より時間を要している。 相談機関としての認知度を高め、更に多くの住民が、必要時に利用できるよう周知を図る必要がある。	健康医療課
・総合周産期母子医療センター の運営 ・繋急搬送コーディネーター事	周産期医療体制整備計画推進のため、母子保健水準等の指標改善、周産期 医療体制の課題、乳児死亡・後期死産症例からの課題、NICU後方支援事業 について検討した。また、県内1か所の総合周産期母子医療センターと県 内2か所の地域周産期医療センターの運営補助により、新生児および妊産 婦に対する医療の確保、搬送体制の充実を図った。	NICUが満床状態にあり、ハイリスク妊産婦・新生児の搬送受入が困難な場合がある。NICUを効率的に運営していくために、引き続き長期入院児の後方支援病床等の確保を行い、在宅医療への円滑な移行のための検討を行っていく必要がある。	健康医療課
小児救急電話相談事業	小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化および県内における患者の 症状に応じた適切な医療提供体制の構築に寄与した。 【相談件数】 (平成27年度 20,306件)	核家族化や夫婦共働きといった家庭環境の変化等により、 設備の整った医療施設を受診する傾向にあり、病院勤務の 小児科医に過重な負担が生じており、また、受診患者の大 半が軽傷であり、診療時間外に受診される。昨年度の比 べ、相談件数が増加し、子育て中の親の不安の解消や小児 科医の負担軽減に寄与したと考えるが、啓発資材の配布等 により、小児救急電話相談事業について、さらなる周知を 図る。	健康医療課
施設型給付・地域型保育給付	保育所等に係る給付費の支給に要する費用の一部の負担を行った。	就学前の児童が教育・保育施設、地域型保育を確実に利用できるよう必要な給付を行っていく。	子ども・青 少年局
子育て支援環境緊急整備事業	市町が行う、保育所等の施設整備を支援し、待機児童の解消や保育環境改善を図った。 4 市11施設	保育所等の待機児童を解消を目指し、引き続き、就学前児童の教育・保育の場の確保を図っていく。	子ども・青 少年局
運営事業	保育士・保育所支援センターを運営し、潜在保育士や養成校卒業者の県内 保育所への就職促進、現任保育士の就労継続のサポート等により、保育士 の確保を図った。 保育人材バンクによるあっ旋就職者数 56人	潜在保育士の保育人材バンクへの登録を促進するととも に、潜在保育士の保育所等への就労支援を充実することに より、保育士の不足の解消を図っていく必要がある。	子ども・青 少年局
	保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行い、保育士の確保を図った。 貸付者数 158人	保育所等の待機児童を解消するためには、保育所等の整備 と併せ、保育人材の確保が必要であり、潜在保育士向けの 貸付を創設するなど制度の拡充を図っていく。	
	家庭的保育者等養成研修を実施し、家庭的保育事業や小規模保育事業に従事する人材の育成と資質の向上を図った。 基礎研修修了者 76人、現任研修修了者 46人	待機児童を解消するため、家庭的保育事業や小規模保育事業の量的拡充が図られており、引き続き、事業を担う人材の育成が必要である。	少年局
家庭教育活性化推進事業(再 掲)	・「家庭教育学習資料」を活用したPTA子育で学習講習会を開催し、各PTAにおける親同士の「語り合いを通した親育ち」活動を推進した。・平成27年度は、県内5会場で開催し、合計282名の参加があった。	・参加者の評価は高いが、本講習会の内容がどれだけ活かされているのか取組の現状を調査し、把握した上で、今後も「語り合いを通した親育ち」活動の推進を図っていく。	生涯学習課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
進事業 (企業内家庭教育学習講座)	・企業・事業所において、子育てや家庭の教育について学ぶ機会を提供する取組を推進した。 ・平成27年度は、県内6企業・事業所で7回の学習講座が開催され、のべ205名の参加があった。	させていく。	
放課後児童クラブ施設整備費 補助	放課後児童支援員認定資格研修を実施し、放課後児童支援員が業務を遂行する上で必要な知識・技能等の習得を図った。 認定研修修了者数 275人	放課後児童クラブの待機児童の解消するため、引き続き、 放課後児童クラブの設置を促進し、放課後における児童の 居場所の確保を図る必要がある。	
子育て支援員養成研修	子育て支援員養成研修を実施し、地域における多様な保育サービスを担う 人材の養成を図った。 研修修了者数 75人	地域における多様な保育サービスの拡充に対応するため、 研修の拡充および子育て経験者やシルバー世代等への参加 を促していくことが必要である。	
	医療的ケアを必要とする子どもが身近な医療機関でみて貰うことができる よう関係者研修会を開催した。 座学研修会の開催 (医師研修:1回、看護師研修:1回、関係者研修会:1回) 実施研修を開催 相談支援を行うための療育相談員を設置し、相談対応を行った。	医療的ケアを必要とする小児が安心して在宅療養できる支援体制は不十分であるため、引き続き、研修会を開催し、小児在宅医療を担う人材の育成・強化を図るとともに、関係者の連携を強化し、多職種で支援できる体制を構築する必要がある。	健康医療課
業費(障害者自立支援協議会 事業委託料)	障害者総合支援法に規定された専門的相談支援事業を円滑に実施するため、福祉圏域への専門相談支援、人材育成、研究事業を委託にて実施した。	今後、人材育成ビジョンを関係者間で共有し、人材育成の 担い手養成にも努める必要がある。	障害福祉課
	るとともに、県内各所での展示を行った。 〇「男性の育児休業取得奨励金」の支給 県内の企業における男性労働者の育児休業取得を促進するため、男性労働者が育児休業を取得した事業主に対し奨励金を支給した。 〇「滋賀のイクメン・イクボス発掘・発信」 主に子育て期の家庭を対象にしたフリーペーパーにイクメンやイクボスの実践事例を紹介する記事を掲載した。 〇「しがパパスクール」の実施育児や家事に積極的に関わりたいと考えている男性を対象に、講義や実習形式の連続講座を開催した。 〇「イクボスセミナー」の開催 部下の育児を積極的に応援しながら仕事での成果も上げる上司「イクボス」を増やすためのセミナーを開催した。	・長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、企業において、育児休業が取得できる風土や職場環境づくり、イクボスを増やすための普及・啓発に努めていく必要がある。	進課
ション事業	県立男女共同参画センター内に設置した「滋賀マザーズジョブステーション(近江八幡)」および、草津市に設置した「滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前」において、出産や子育てによる離職後の再就職を希望する女性等に対し、就労支援を行った。	た地域からの利用者が少ないことから、今後より一層の認	

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
業応援事業	を県に登録してホームページ上で広報することにより、一層の気運の醸成 を図った。平成27年度末登録企業数(累計)は763社となり、H26年度末の	次世代育成支援対策推進法で従業員100人以下企業は一般 事業主行動計画策定が努力義務となっているが、小規模企 業の実態に見合った実施可能な内容で取組が行われるよう 啓発する必要がある。	労働雇用政 策課
進事業	中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員1名を配置し、県内各商工会や県商工会連合会(計12団体)と協働し、セミナー開催(2回)、企業訪問(26社、うち取組の支援8社)等を実施した。	れている現状があり、経営者の意識が取組に大きく関係することから、引き続き中小企業関係団体と協働して、経営 戦略としてワーク・ライフ・バランスに取り組まれるよう 働きかけていく必要がある。	策課
	る巡回指導への補助など、16市町への補助を行った。通学路の見守り等、 地域ぐるみで子どもの安全確保のための体制整備を進めることができた。	スクールガード登録人数が減少傾向にある。退任される方からスクールガードの候補者を推薦いただくだけでなく、日頃から地域と連携した学校づくりに取り組む中で、子どもの安全確保への地域の方の関心を高めていく必要がある。	康課
推進事業	おけるパトロールの実施や誘拐防止のための防犯教室を開催する等した。・県警ホームページ上の犯罪発生マップに、子どもに対する声かけやつきまとい等の不審者情報も掲載すること等により、子どもが被害に遭う犯罪等の発生情報の速やかな提供を図った。・県内の小学生が作成した地域安全マップコンクールを開催することで、地域の自主防犯意識の高揚を図った。・犯罪には至らない子ども等に対する声かけやつきまとい等に対しても、先制的な指導警告等を実施し、更なる犯罪発生による被害の未然防止を図った。・県内企業から寄贈された防犯カメラを、県内自治会等を対象に無償貸付の設置支援を行い、犯罪抑止と防犯活動の活性化を図った。	ঠ .	警察本企 部 等 等 会 全 企 間 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
	て犯罪情報等を提供することで、その情報等を活用した犯罪抑止啓発を 行っていただき、県民に対する注意喚起が図れた。さらに、行政、警察や	し、犯罪率についても基本構想の目標でもある全国平均以下であったが、さらなる減少を目指すため、今後もより一層協賛事業所と連携した防犯活動を図るとともに、協賛事	県民活動生 活課

(2)子ども・若者の健やかな育ちを支える

①子どもとともに育つ地域づくり

基本目標

施策の方向性

|解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な活動拠点(居場 |す。 |所)||を確保し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進しま

|社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若|子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成にともに関わり、支える地域づくり |者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理|が大切であるという意識を育むとともに、地域のなかで子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保に取り組みま

②「生きる力」を育む教育・学習の充実

基本目標

施策の方向性

性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重 し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくこ とのできるたくましさを身に付けることができるよう取り組みま

子どもの自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力、豊かな人間|社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」 「豊かな心」「健やかな体」「滋賀の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。

③若者の社会的自立・職業的自立の促進

基本目標

施策の方向性

て、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう支援します。 よう支援します。

|子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会と|社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動など |の関わりを自覚しつつ、自立した個人として、自信と誇りを持っ|への主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していける

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
ジェクト事業(再掲)	県内の15市町、30中学校区を推進学区として指定し、学校・園・所・関係機関・家庭および地域社会がつながり、子どもの生活と学ぶ意欲を支える基本となる自尊感情を高める取組を推進した。年度末の全体交流研究会では、それぞれの学区の取組の成果を県内全域に発信することができた。	自尊感情の育成は学校だけが担えるものではなく、家庭や地域の役割が大きく関わってくることから、家庭や地域にも本事業の成果を発信する等、家庭や地域との協働実践につなげていけるよう工夫を図る必要がある。	
子育て三方よしコミュニティ 推進事業(再掲)	「こども未来基金」により、地域における子育て支援を行う団体等の活動を支援することにより、子育て三方よしコミュニティづくりを推進した。	「こども未来基金」により地域の子育て活動の支援することにより、地域の活動が広がってきたが、基金残高が減少しており、事業のあり方等を検討していく必要がある。	
業	森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむことを目的に、森林環境学習施設およびその周辺の森林で体験型の学習を実施。県内の小学4年生を対象に事業を行い、平成27年度は234校、13,431人の児童が参加。	森林に関する学びや体験の中に、児童の自立・自活につながる取り組みを加えていくなど、森林環境学習内容の充実を図っていく必要がある。	森林政策課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
たんぼのこ体験事業	たんぼのこ体験事業を実施した県内小学校数:203校(対象校225 校)	「たんぽのこ体験事業」は、高い実施率で定着してきているので、その継続・充実を図るとともに、未実施校においても、市町やJA等と連携することにより体験機会が確保、継続されるよう働きかける必要がある。	
しがこども体験学校推進事業	人・自然・文化等に直接触れる「しがこども体験学校」のパンフレットを 作成し、すべての小学生に配布することより、多様な地域主体による様々 な体験の機会や場づくりの充実を図った。 発行部数 92,500部 掲載事業数 256事業		
中学生チャレンジウィーク	・中学生が、働く大人の生きざまに触れることにより、将来の自分の生き方について考え、進路選択できる力や将来 社会人として自立していける力をつけることをねらいとして、県内すべての公立中学校の中学2年生を対象に連続5日間以上、学校を離れ、地域の事業所で職場体験を実施した。 ・本事業の意義と必要性を、教育委員会HPや教育しがにて情報発信することにより学校、地域、事業所、教育委員会、行政等に広く周知できた。・県中学生チャレンジウィーク事業連絡協議会の開催 リーフレットの作成、配付 【事後アンケートの結果】 中学生「不得意なことや苦手なことでも最後までやり通している」 81.1% 事業所「今後も職場体験として中学生を受け入れる機会があれば協力したい」 95.2% 保護者「職場体験等地域社会で子どもを育てることに賛同する」 97.5%	・各校3年間の教育課程に職場体験をしっかりと位置付け、系統的なキャリア教育を推進するように指導する。・県庁内の他課や関係機関と連携を深め、受入れ事業所の開拓の支援を進める。・職場体験の実施にともなう安全指導をさらに充実させ、今後も継続して取り組んでいく。・キャリアノート「夢の手帖」を活用し、小中高一貫したキャリア教育に取り組み、より中学生チャレンジウィークが意義深いものになるように位置づける。	学校教育課
おうみ若者未来サポートセンター事業 若年者総合就業支援事業	若者の就労を支援するため、おうみ若者未来サポートセンターにおいて、 就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関する講習会や就 職説明会の開催などをワンストップで実施。 (ヤングジョブセンター滋賀の実績) ・新規登録者数 2,067人	就職まで長期間にわたって利用する人が増加傾向にあるため、利用者に応じたきめ細かな支援を図る必要がある。また、福祉関係機関等と連携をとるなどして、支援の充実を図る。	
14.1 4.44.47 11.1° 1. 	・サービス利用者数 19,926人 ・就職者数 1,459人		策課
ン支援事業	就職が困難な若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施した。 (7) 臨床心理相談件数 85件 (イ) 職場体験参加者数 延べ 62人 (ウ) 交流サロン参加者数 延べ309人	えている傾向にあるため、求職者の能力に応じた就労体験 を提供するなどのきめ細かな支援を行うことが必要。ま た、福祉関係機関等と連携をとるなどして、支援の充実を 図る。	策課
青少年国際交流事業	日本と世界各国の青年の交流を通して、国際化の進む社会の各分野で活躍 できる青年の育成と各国との相互理解と友好の促進を図った。 内閣府等青年国際交流推進事業 派遣3名	子ども・若者が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、引き続き、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供していく。	

(3) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズを支える

①共生社会に向けた多様なニーズへの支援

基本目標

施策の方向性

|を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会 | な支援を行います。 を目指します。

| | 障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権 | 共生社会の実現に向け、障害のある青少年や外国人青少年とその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細か

○主亜事業の取組状況と今後の課題

〇王要事業の取組状況と今後の課題			
事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
事業	発達障害者支援センターの設置により、本人や家族への相談支援や就労支援、関係機関へのコンサルテーションなどの実施により自立に向けた支援を行った。 〇発達障害者支援センター 県内2カ所 〇相談件数 4,395件 〇就労支援 1,526件 〇コンサルテーション 402件	・身近な地域で相談支援を受けることができる体制づくりをバックアップするため、センターの3次機能としての強化を図る必要がある。 ・発達障害者支援キーパーソン養成や公開講座の開設など、人材育成にも引き続き取り組んでいく。	障害福祉課
		げる力を高めるために、個別の教育支援計画等の作成や活用について、合理的配慮との関連をふまえた事例検討や授	学校支援課
	・高等学校において、障害のある生徒への支援を行うスタッフを配置し、 障害のある生徒を支える体制を構築することができた。 〇配置校数等 3校(3人)	今後も引き続き、高等学校への支援員の配置を進めることにより、発達障害を含む障害のある生徒への支援体制の充実を図り、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進していく必要がある。	
	外国人児童生徒が在籍する公立小中学校に対し、日本語指導に対応するため、必要に応じて教員を加配措置するとともに、外国人児童生徒が2人以上の学校には、在籍児童生徒数に応じて非常勤講師を派遣した。	日本語指導が必要な外国人児童生徒は、ここ数年1000人近い数で推移している。対象児童生徒の状況を把握し、課題に応じた必要な支援ができる体制を継続していく必要がある。	教職員課

(4)ひとり親家庭を支える

①真の自立のための就業支援・生活支援

基本目標

施策の方向性

日常生活面の支援の充実に取り組みます。

また、子どもの健やかな育ちを支えるため、教育環境の充実を図|また、ひとり親家庭の子どもの学習の場の充実など、学びを支える取組を進めます。 ります。

ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援「ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリア し、就業により十分な収入を安定的に確保するとともに、ひとり「アップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子ど |親が安心して仕事と家庭を両立できるよう多様な保育サービスや|もの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるよう企業に対するひとり親の理解促進を図り ます。

②生活の安定と自立のための経済的支援

基本目標

り親の生活の安定を図ります。

施策の方向性

ひとり親家庭が安心して生活できるよう、経済的支援によりひと「ひとり親家庭となり不安を抱える中、公営住宅の入居など生活基盤確保の支援や各種手当などの経済的支援を行 い、生活の安定を図ります。

|また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。

③きめ細かな相談体制・情報提供および広報啓発

基本目標

施策の方向性

ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについ |制や情報提供の充実を図り、ひとり親家庭への理解を促進するた|就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。 |めの広報・啓発に取り組みます。

|ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援 て、ニーズに合った支援がきめ細やかに提供できるよう、相談体┃が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図り、母子・父子自立支援員や

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
ンター事業	母子家庭等の就業を支援するため、就業相談、個別就労プログラム策定、 就業情報等の支援サービス実施。 就業者 193人	引き続き母子家庭等就業・自立支援センター事業のPR等に努め、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めていく 必要がある。	子ども・青少年局
	ひとり親家庭が一時的に生活援助や保育サービス等が必要になった場合、 家庭生活支援員を派遣するなど生活支援や子育て支援を実施。 父子家庭 派遣実績:24件 76日 母子家庭 派遣実績:80件 275日	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立等を支援するため、引き続き生活援助や保育サービス等を利用しやすい形で実施していく必要がある。	子ども・青 少年局
	ひとり親家庭等に対して、修学資金等の貸付を実施。 貸付件数 279件		子ども・青 少年局
	子・父子自立支援員の協力者としてひとり親家庭福祉推進員を設置。相談		子ども・青 少年局

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(1) 社会的養護の推進

①児童虐待の未然防止

基本目標

児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、児童虐待を起こさない地域づくりを進めるとともに、子どもや保護者が必要な 子育て支援につながる取組を進めます。

施策の方向性

|児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性等について県民の |理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。 |また、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子

②児童虐待の早期発見・早期対応

基本目標

児童虐待の重篤化を防ぐために、関係機関と連携し、早期発見と 早期対応に取り組みます。

施策の方向性

保健・医療・福祉等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していきます。

そのため市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。

③子どもの保護・ケア

基本目標

社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。

施策の方向性

社会的養護を必要とする子どもを迅速に保護できるように、社会資源の充実を図ります。また、社会的養護のもとにある子どもが、家庭的な環境で安心して安全な生活ができるような生活環境を整備しませ

④親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

基本目標

社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り 組むとともに、将来にわたって自立した社会生活を送れるよう に、子どもの支援に取り組みます。

施策の方向性

施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもと保護者との関係の修復に取り組んでいきます。

また、18歳を迎え、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。

⑤子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化

基本目標

児童虐待への対応を強化するために、子ども家庭相談センターの 組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積 極的な連携を図ります。

施策の方向性

児童虐待相談が増加を続けていること、また、その背景として、経済的な問題や社会的孤立の問題などの複数の要因が複雑に絡まっている状況があり、児童虐待の問題は、容易に解決できるものではなくなっています。このため子ども家庭相談センターには組織としての高い専門性を発揮して他機関と効果的な連携を行う等機能強化に取り組みます。

|また、市町や関係機関との積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。

⑥子どもへの心理的虐待の予防(DV防止)

基本目標

子どもへの心理的虐待となり、身体的虐待やネグレクトにもつながる恐れのある、配偶者からの暴力(DV)の防止を図ります。

施策の方向性

配偶者からの暴力(DV)は、同居する子どもへの心理的虐待となるだけでなく、加害者の暴力が子どもへも向き身体的虐待となったり、心身の傷ついた被害者による子どもの養育がネグレクトとなるなど、虐待の拡大にもつながります。

児童虐待対応を意識したDV対応に取り組みます。

育てを地域の様々な関わりの中で支えていきます。

⑦いじめの加害者や非行児童への対応

基本日標

いじめや非行の加害を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要 保護児童と捉えて、関係機関が連携して対応します。

施策の方向性

いじめの加害者や非行児童に対しては、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が 情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
ボンをあなたの胸に」事業	児童虐待の防止に向けて、オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓 発事業を実施した。	児童虐待の未然防止等に関する事業を展開していく必要があ る。	少年局
滋賀県要保護児童対策連絡協議会運営事業	滋賀県要保護児童対策連絡協議会を開催し、児童虐待の未然防止から自立までの支援などについて、情報共有および今後の対応を検討した。	今後とも、児童虐待の未然防止から親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援に関する検討が必要である。	
児童養護施設等の子どもの権 利擁護事業	県内各「子どもの権利ノート」を作成し、各施設に入所する児童に配布した。 た。	子どもの権利擁護の視点に立って、未然防止から親子関係の 修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない総合的な 支援を行う必要がある。	
	子どもや青少年、保護者の抱える様々な問題への相談・支援を実施し、 3,414件(平成26年度)の相談を受けた。		少年局
児童虐待相談等関係職員研修 の実施	市町等の関係機関の職員を対象とした児童虐待相談研修を実施し、304人が 受講した。	児童虐待相談対応件数が年々増加しており、市町等における 相談機能をさらに向上させる必要がある。	子ども・青 少年局
里親養護促進事業	里親制度の広報啓発、未委託里親への研修を実施するとともに、家事支援の 派遣等、里親同士の相互支援を促進した。	里親の養育の質的向上および里親制度の推進を図るため、里 親支援事業等の一層の充実が必要である。	子ども・青 少年局
児童虐待防止活動費	子どもの虹情報研修センターで開催される各種専門研修に子ども家庭相談センターの児童福祉司、児童心理司等を派遣し、資質の向上と技能の習得に努めた。		子ども・青 少年局
児童自立生活援助事業	児童養護施設等を退所した児童のうち、諸事情により自立が困難な児童について、自立支援ホームへ入所させ、社会的自立を推進した。	自立支援ホームにおいて就業支援、生活指導、相談などを実施することにより、児童の社会的自立を促進する必要がある。	子ども・青 少年局
	児童虐待相談体制強化のため、平成28年4月1日に大津・高島子ども家庭 相談センターを開設した。	報共有など機能強化を推進する必要がある。	少年局
市町支援強化事業	て市町に派遣し、児童虐待対応に関する助言・指導を行った。	児童虐待相談対応件数が年々増加し、市町における相談機能 の向上が求められていることから、引き続き事業を実施する 必要がある。	子ども・青 少年局
児童虐待相談等関係職員研修 の実施	市町等の関係機関の職員を対象とした児童虐待相談研修を実施し、304人が 受講した。	児童虐待相談対応件数が年々増加しており、市町等における 相談機能をさらに向上させる必要がある。	子ども・青 少年局

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(2) 青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進

①青少年の健全育成の推進

基本目標

青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する 青少年恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少 ます。 年が自らのもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができ また、 るよう支援します。

施策の方向性

青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する 青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備し 恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少 ます。

さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない 支援を行います。

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
薬物乱用防止啓発事業	・小学校・中学校・高等学校等で薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用の		薬務感染症 対策課
青少年にふさわしい環境づく り推進事業 無職少年等非行防止対策事業		今後とも、関係機関連携のもと、青少年の非行防止と立ち 直り支援を進めていく必要がある。	子ども・青 少年局
非行少年立ち直り支援事業			

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(3)子どもの貧困対策の推進

①一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

基本目標

施策の方向性

の確保を図り、経済的自立を目指します。

貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができ│保護者に対して、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び るよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会│直し、困難を有する子どもについては、学校と就労支援機関との連携により、実情に応じた就職支援を進めま

②貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

基本目標

施策の方向性

の社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組みます。また、生り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。 活保護法や生活困窮者自立支援法等における関連制度を一体的に 捉えて施策を推進します。

貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相|保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うととも 談事業等の充実を図ることなどにより、子どもおよびその保護者に、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図

③世帯の生活を下支えするための経済的支援

基本目標

施策の方向性

的支援を進めます。

世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当など、「ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に 金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた経済|対する教育扶助等などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

④子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

基本目標

施策の方向性

|的支援につなげ、総合的に対策を推進し、また、教育費負担の軽|た子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。 減を図ります。

学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉|子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進し、貧困の連鎖を防ぐための幼 関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉|児教育の質の向上を図り、また、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関連機関との連携など学校を拠点とし

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
	母子家庭等の就業を支援するため、就業相談、個別就労プログラム策定、 就業情報等の支援サービス実施。 就業者 193人	引き続き母子家庭等就業・自立支援センター事業のPR等に努め、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めていく 必要がある。	子ども・青 少年局
	就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関する講習会や就職説明会の開催などをワンストップで実施。 (ヤングジョブセンター滋賀の実績)	就職まで長期間にわたって利用する人が増加傾向にあるため、利用者に応じたきめ細かな支援を図る必要がある。また、福祉関係機関等と連携をとるなどして、支援の充実を図る。	労働雇用政 策課
若年者総合就業支援事業	・新規登録者数 2,067人・サービス利用者数 19,926人・就職者数 1,459人		労働雇用政 策課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
	就職が困難な若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施した。 (7) 臨床心理相談件数 85件 (1) 職場体験参加者数 延べ 62人 (ウ) 交流サロン参加者数 延べ309人	長期間にわたってサポートステーションを利用する人が増えている傾向にあるため、求職者の能力に応じた就労体験を提供するなどのきめ細かな支援を行うことが必要。また、福祉関係機関等と連携をとるなどして、支援の充実を図る。	
	ひとり親家庭等に対して、修学資金等の貸付を実施。 貸付件数 279件	貸付金のうち約9割は、児童の修学に伴う資金であり、当 資金が有効に活用されるよう、引き続き、貸付審査・償還 指導を適正に実施していく必要がある。	
スクールカウンセラー等活用 事業 スクールカウンセラー拡充事 業	・配置時間 【23,616時間】 ・配置・派遣状況 全公立小・中・高等学校に配置・派遣 ・高等学校重点校9校(高等学校)常駐校4校(中学校)、小中連携校8校 (中学校)小学校重点校(15校)配置 ・相談件数 【26,303件】	・早い段階から子どもの感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの小学校への拡充とより効果的な活用方法について検討する。 ・子ども・保護者への継続的な支援が行えるように、スクールカウンセラーを介した校種間のより円滑な連携のあり方について検討する。	学校教育課
	経済的理由により高等学校等へ進学することが困難な者に対して、奨学資金を貸与し、有為な人材の育成に寄与した。 貸付人数 694人、貸付額 213, 287, 000円 貸与金額 奨学金(月額) 国公立(自宅) 18,000円 (自宅外) 23,000円 私立 (自宅) 30,000円 入学資金 基本額 50,000円 (私立加算 限度額150,000円)	経済的理由により高等学校等で修学することが困難な生徒に対して、今後も奨学資金を貸与する必要がある。	教育総務課
	福祉事務所において、ひとり親家庭の子どもの悩みを聞き、相談相手等となるホームフレンド(大学生等)を派遣した。派遣回数 100回	ひとり親家庭の地域での生活を支援するため、子どもが気軽に相談でき、子どもの悩みを聞き、心の支えともなり得るホームフレンド(大学生等)の派遣事業を引き続き実施していく必要がある。	